

会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市規則第 2 3 号

会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成 2 4 年上越市規則第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項を次のように改める。

2 病気休暇は、有給とする。

第 1 0 条第 1 項及び第 3 項中「であつて、任用期間が 6 月以上又は更新により任用期間が 6 月以上となるもの」を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。